

「生駒市国民健康保険運動指導事業」の実施業務委託に係る生駒市プロポーザル審査
委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生駒市プロポーザル審査委員会条例(平成24年10月9日条例第35号)の規定に基づき設置する「生駒市国民健康保険運動指導事業」の実施業務委託に係る生駒市プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)に関し、同条例第9条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 「生駒市国民健康保険運動指導事業」の実施業務委託に係る受託候補者を選定するための実施要領、評価基準等に関すること。
- (2) 企画及び技術等に関する提案書の審査及び評価に関すること。
- (3) 最も優秀な提案者の選定に関すること。
- (4) その他受託候補者の選定に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 子育て健康部長
- (2) 健康課長
- (3) 地域包括ケア推進課長
- (4) 地域医療課長
- (5) 国保医療課長
- (6) スポーツ振興課長

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は子育て健康部長とする。

2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるときは、国保医療課長がその職務を代理する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、国保医療課において処理する。

(施行の細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月12日から施行する。

2 この要綱は、「生駒市国民健康保険運動指導事業」の実施業務委託に係る受託候補者の選定が行われたときに、その効力を失う。